

藤沢市国土強靱化地域計画の策定について（最終報告）

いかなる災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作りあげていくため、本市における防災及び減災の施策を客観的に分析・整理し、更なる充実を図ることを目的とした藤沢市国土強靱化地域計画（市地域計画。以下「本計画」という。）を策定するものです。

1 令和3年12月以降の主な取組

- 令和3年12月 パブリックコメントを実施
藤沢市防災組織連絡協議会へ意見等を照会
市議会定例会において本計画（素案）を報告
- 令和4年 1月 庁内各部局へ意見等を照会
パブリックコメントにおける意見等を公表
- 2月 本計画（最終案）を作成

2 パブリックコメントの実施結果（概要）

- (1) 意見公募期間 令和3年12月2日から令和4年1月4日まで
- (2) 意見提出者数 3人
- (3) 意見件数 6件

	主な意見の内容（概要）	市の考え方
ア	市街地の延焼火災の防止に関する記述を追加するとともに、市街地の延焼防止を軽減させるための策として、防火地区の指定や延焼防止機能を有する帯状の基盤整備や住宅の不燃化・難燃化を行うことを提案するもの。	本市の強靱化を図るにあたり、市街地の延焼火災の防止については重要な視点と捉えており、市街地の延焼火災の防止に関する事項を追記します。また、現在、延焼遮断機能を有した都市計画道路等の都市整備を進めることにより、火災延焼のクラスターを分断することで、市街地の延焼防止を図っています。引き続き、市街地の延焼火災を軽減させるなど、災害に強いまちづくりのための対策を検討します。【3「最終案における主な変更点」の(3)に反映】
イ	都市ガス事業者が大規模地震発生時に、ガスの供給停止状況や復旧状況の地図情報をインターネットに公開していることについて、追記を提案するもの。	本市の強靱化を図るにあたり、非常時のガス供給体制の整備については重要な視点と捉えており、供給が停止した際の復旧体制の整備や停止及び復旧進捗状況の市民周知について追記します。【3「最終案における主な変更点」の(8)に反映】

ウ	無電柱化整備事業、橋りょう架替事業、一色川改修事業、狭あい道路整備事業、漁港機能保全対策事業について、個別に詳細事項を要望するもの。	個別事業に係る要望の具体的な内容に関しては、事業担当課と情報共有を行います。
---	--	--

3 最終案における主な変更点

	ページ等	変更点
(1)	12～14	第2章「本市の概況」に、第7節を設け、「藤沢市地域防災計画において想定する災害等」を追記しました。
(2)	19～34	第4章「リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理」における施策数を全体で137件、再掲を除き55件とするとともに、索引となるページ番号を付与しました。
(3)	21、44	第4章のリスクシナリオ1-1「地震等による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生」に、⑨「道路等の整備による災害に強いまちづくり」を追記するとともに、第5章の施策1-1-⑨の推進方法に、「道路等の整備を行い、市街地の延焼拡大を防止するなど、災害に強いまちづくりを進めます。」を追記しました。
(4)	34、90	リスクシナリオ8-4「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による生活への影響や有形・無形の文化の衰退・損失」において、施策として④「地域コミュニティの維持」を追記するとともに、被災者へのケアに関する事項を追記しました。
(5)	37～92	第5章「リスクシナリオへの対応策」について、施策における目標が設定可能な指標等を追記・修正しました。
(6)	38	施策1-1-②「地域の安全確保」の主な取組に、民間商業施設の立体駐車場や民間宿泊施設を応急の避難場所として使用する協定の締結に関する事項を追記しました。
(7)	56	施策2-1-⑤「備蓄資機材の増強」の主な取組に、避難所となる施設等への非常用発電資機材及び電動車等の整備に関する事項を追記しました。
(8)	74	施策6-1-④「非常時の電気・ガス供給体制の整備」の主な取組に、「各ガス事業者との情報連絡体制を維持し、供給が停止した際の復旧体制の整備や停止及び復旧進捗状況の市民周知について連携を図ります。」を追記しました。

(9)	事業一覧	本計画に基づく施策として実施する事業一覧の中で、「藤沢市市政運営の総合指針2024」の事業集（令和3年度版）に掲載された重点事業に該当するものに○印を付け、整合・調和を図りました。
-----	------	--

※1 ページ番号は、資料2の本計画（最終案）に対応するもの

※2 事業一覧は、資料3を参照

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年 3月 本計画を策定

以降

本市ホームページに掲載して本計画を市民周知

防災関係機関等へ本計画を情報提供

以 上

（事務担当 防災安全部 防災政策課）